

入札監理小委員会における審議の結果報告

国民年金保険料収納事業

国民年金保険料収納事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年10月から26年9月までの2年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされており、26年10月からは、次期事業を実施する予定となっている。

当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 評価を踏まえた見直しについて

【論点】

- ① 達成目標や最低水準の設定が適切な水準であるかについての検証が必要
- ② 納付督促の強化に当たっては、戸別訪問員の確保のあり方を検討する必要
- ③ 民間事業者による不適切な処理が発生した場合に、早期に発見できる体制や、不適切な処理を事前に抑止する体制を検討する必要

【対応】

- ① 直近の納付率等を踏まえた目標の改定（実施要項案7～9頁）
- ② 訪問リーダーの配置、業務従事者の教育、育成に係る規定の新設（実施要項案12頁）
- ③ 総括責任者等の役割を規定し責任を明確化（実施要項案11～12頁）、事故防止と品質管理・向上を担当する品質管理責任者の配置。審議の結果、品質管理責任者については、本事業を客観的な立場から評価、指導するため、担当者の条件を明確にするよう修正（実施要項案12頁）

2. 事業の充実等について

【論点】

新たに追加された規定は、競争性を阻害したり、受託事業者に対して過度の負担を強いる内容となっていないか

- ① 業務実績に応じた契約期間の延長（1年間）
- ② 増減額措置
- ③ 事業継続性の確保について

【対応】

- ① 契約期間を延長する条件を満たす事業者が現れる可能性があること、実際に延長する際には契約変更の手続きにより監理委員会で審議することを確認（実施要項6頁）
- ② 比例的に減額する方式から階段状に減額していく方式に変更しているが、受託事業者の努力を促す趣旨であることを確認（実施要項案9～11頁）
- ③ 事業の継続性の観点から、入札が不落となった場合に現行の契約を延長できるとしているが、審議の結果、該当する条件や契約を延長する協議の不落後速やかな開始について明確にするよう修正（実施要項案17～18頁）

3. 意見募集の結果について

平成 26 年 3 月 4 日から 14 日まで実施されたパブリック・コメントについては、2 者から 17 件の意見等が寄せられた。

【主な修正箇所】

記載が曖昧な文言等について明確にするよう修正（実施要項案 5、6、11 頁）

以 上